

指定管理者候補者を決定しました

市が設置している公の施設のうち次の30施設について、大村市指定管理者候補者選定審査会の選定結果を基に、指定管理者候補者を決定しました。
指定管理者候補者は、今後、議会の議決を経た後に指定管理者として指定されます。

No.	施設	募集の形態	応募団体数	指定管理者候補者	担当課	No.	施設	募集の形態	応募団体数	指定管理者候補者	担当課
1	畜場	公募	4	大村都市開発株式会社	環境保全課(内線142)	7	市民会館 体育文化センター	公募	2	財団法人 大村市振興公社	文化振興課 (内線372)
2	高良谷牧場		1	長崎県中央農業協同組合	農業水産課(内線253)						
3	野岳湖公園		3	有限会社岩藤清掃	河川公園課(内線434)	8	西大村地区コミュニティセンター	1	西大村地区コミュニティセンター運営委員会	社会教育課 (☎3161)	
4	屋内プール		1	財団法人 大村市振興公社	地域げんき課 (内線187)	9	西大村本町地区コミュニティセンター	1	西大村本町地区コミュニティセンター運営委員会		
	市民プール					10	松並地区コミュニティセンター	1	松並二丁目町内会		
5	森園運動広場		2	財団法人 大村市振興公社	地域げんき課 (内線187)	11	東浦漁港	1	大村湾東部漁業協同組合		農業水産課 (内線253)
	小路口テニスコート	12				松原漁港	1	大村市漁業協同組合松原支部			
	森園ファミリースポーツ広場	13				武道館	1	大村市武道館運営委員会	地域げんき課 (内線187)		
	陸上競技場	14				弓道場	1	大村市弓道協会			
	野球場	15				北部運動広場	1	松原地区町内会長会			
	テニスコート	16				南部運動広場	1	三浦地区町内会長会			
	郡中学校運動場夜間照明施設	17				鈴田運動広場	1	鈴田地区町内会長会			
	補助グラウンド	18				児童体育館	1	富の原一丁目町内会			
6	伊勢町ふれあい館	3	社会福祉法人 大村市社会福祉協議会	長寿介護課 (☎7301)	19	黒木山小屋	1	大村市山岳会			
	中地区ふれあい館				20	アーチェリー場	1	大村市アーチェリー協会			

※各候補者の選定理由などについては、市ホームページをご覧ください。

■問い合わせ 企画政策課(内線222)

後期高齢者医療制度のお知らせ



被用者保険の被扶養者だった皆さんへ

会社などに勤める子どもなどに扶養されていた人は、10月から後期高齢者医療制度の保険料を納めていただきます。

保険料の負担が急に増えないように、制度に加入してから**2年間は均等割額を5割軽減**し、所得割額の負担はないという特別の軽減が行われます。さらに、今年度については、次の**特別の軽減措置**が行われます。

今年度の特別軽減措置

今年度に限り、4月から9月までは保険料の負担はなく、10月から翌年の3月までは本来の保険料(均等割額)を9割軽減し、1割負担になります。

この結果 **年額2,100円(月額350円×6か月)** となります。

適用期間		軽減内容	
		均等割額	所得割額
特例	4月～9月まで	負担なし	負担なし
	10月～平成21年3月まで	9割軽減	負担なし

※被用者保険とは、政府管掌健康保険、健康保険組合、船員保険および共済組合の公的医療保険をいいます(国民健康保険は除きます)。

■問い合わせ 国保けんこう課(内線119)

11月は児童虐待防止月間です



「助けての 小さなサイン 受け止めて」

児童虐待を受けている疑いがある子どもを発見した人は、市や児童相談所へ通告する義務があります。通告者の秘密は厳守され、仮に通告後虐待ではなかった場合でも罪に問われることはありません。

児童虐待とは 保護者が、18歳に満たない児童に対し行う次の行為をいいます。

- 身体的虐待…体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- 性的虐待…わいせつな行為をすること、わいせつな行為をさせること。
- ネグレクト…衣食住への配慮がなかったり長時間放置するなど保護者としての監護を著しく怠る、または拒否すること。
- 心理的虐待…暴言や拒絶的な対応など心理的外傷を与える言動を行うこと。

こんなときはすぐにご相談ください。

周囲の子どもの様子に「何かおかしいな?」と感じたとき

- ・不自然な傷や打撲のあと
- ・表情が乏しい
- ・着衣や髪の毛などがいつも汚れている
- ・おどおどしている
- ・夜遅くまで遊んでいる

子育てに不安を感じる時

- ・子育てがうまく助けてくれる人がいないとき
- ・子どもにどう接していいかわからないとき
- ・子どもをつい叩いたり大声で叱ってしまうとき

大村市児童虐待専用緊急ダイヤル 54-5868 (8:30~22:00)

一刻を争うような事態と判断される場合は110番に通報してください。

通常のご相談はこちらへ
大村市こどもセンター ☎9100 (月~金 8:30~17:30)

通告を受けると、「大村市要保護児童対策地域協議会」を構成する様々な機関と連携を取りながら、素早く適切な対応に努めます。

「大村市要保護児童対策地域協議会」とは、学校・医療機関・地域などが連携し、虐待を受けた子どもをはじめ、保護を要する子どもに関する情報の交換や支援を行うための協議をする場です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

秋季全国 火災予防運動

11月9日[日]~15日[土]

火災が発生しやすい時季です。日頃から、一人ひとりが「火の用心」を心がけ、住宅用火災警報器等を設置するなど住宅防火対策に取り組みましょう。

統一標語

「火のしまつ 君がしなくて 誰がする」

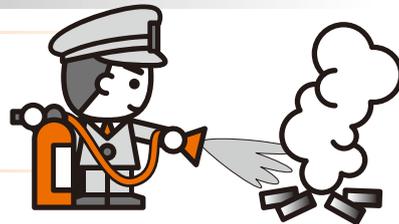
住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

3つの習慣

1. 寝たばこは、絶対やめる。
2. ストープは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
3. ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

1. 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
2. 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
3. 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
4. お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



「消太くん」
(消防庁ホームページより)

■サイレンを鳴らします。

11月9日(日)午前8時に消防演習招集のためのサイレンを30秒間鳴らします。
また、火災予防運動期間中、午後8時を「消防の時間」と定め、30秒間サイレンを鳴らします。

■高齢者宅を訪問します。

火災予防週間に伴い、大村消防署員と女性消防団員が高齢者宅を訪問し、防火診断および住宅用火災警報器などの設置促進を行います。

■問い合わせ 安全対策課(内線217)